

写

廃棄物の適正な処理と費用負担のあり方について
(答 申)

平成27年(2015)3月9日

出 雲 市 環 境 審 議 会

【目 次】

はじめに	・・・・・・・・・・	1
1. ごみの適正処理と費用負担のあり方		
(1) ごみ処理の現状と課題	・・・・・・・・・・	2
(2) ごみの適正処理とその方策		
① 排出者の意識啓発	・・・・・・・・・・	3
② ごみの排出削減・減量化	・・・・・・・・・・	3
③ 再資源化の推進	・・・・・・・・・・	4
④ ごみ処理における適正な排出者負担	・・・・・・・・・・	5
2. し尿処理手数料のあり方		
(1) し尿処理の現状と課題	・・・・・・・・・・	6
(2) し尿処理手数料のあり方	・・・・・・・・・・	6
おわりに	・・・・・・・・・・	7
付属資料		
環境審議会委員名簿		
審議経過		
諮問書（写）		

平成 27 年 (2015) 3 月 9 日

出雲市長 長岡秀人様

出雲市環境審議会

会長 曾我部 國久



廃棄物の適正な処理と費用負担のあり方について (答申)

平成 26 年 (2014) 8 月 21 日付環政第 470 号で諮問のあったことについて、下記のとおり答申します。

記

はじめに

出雲市環境審議会は、平成 26 年 8 月 21 日、出雲市長から「廃棄物の適正な処理と費用負担のあり方について」諮問を受け、以降 5 回の会議を開催し、廃棄物の排出や処理の現状を踏まえつつ鋭意協議を行い、ここに答申をまとめた。

廃棄物のうち『ごみ』については、その約 4 分の 3 を占める可燃ごみの排出量が近年増加している一方で、資源ごみの回収量は年々減少してきている。また、ごみの収集処理の経費も増えてきており、ごみ減量による環境への負荷軽減、資源の有効活用、ごみ処理経費削減などのため、さらに排出者の意識啓発に努め、ごみの減量化や再資源化を推進する必要がある。

次期可燃ごみ処理施設の建設に向けた検討も行われているが、その施設規模を抑え、建設費や運転管理費など将来の費用負担をできるだけ低減するために

も、ごみ減量を推進しなければならない。

このため、排出者の意識啓発、ごみの排出削減、再資源化、適正な排出者負担の観点から実施すべき対策をまとめた。

『し尿』については、昭和 61 年以来長年にわたり処理手数料の見直しが行われていない。この間、平成 16 年には、し尿処理施設が更新され現在の出雲環境センターとなり、また、し尿の搬入量は公共下水道の普及拡大によって減少し、特に生し尿が大きく減っている。

こうした状況変化の中で、し尿処理経費に対する手数料収入の割合は年々低下してきており、一定の受益者負担を確保するよう、この手数料については見直すべきとの結論に至った。

現状の課題や審議結果の詳細については、以下に記すとおりである。

1. ごみの適正処理と費用負担のあり方

(1) ごみ処理の現状と課題

出雲市では、平成 25 年 3 月に第 2 次ごみ処理基本計画を策定し、ごみの排出量を 5 年間で 4 %、10 年間で 8 %削減する減量化目標を掲げているにもかかわらず、平成 23 年度以降可燃ごみの排出量は年々増加してきている。事業系のごみは経済活動等に左右されやすいこともあって、毎年 4 %ずつ増えており、また、家庭からのごみもこの 3 年間に 3 %余り増えている。

再資源化率は、平成 29 年度に 22.5%、平成 34 年度に 25.8%を目指しているが、平成 20 年度の 20.4%をピークに年々低下し、平成 25 年度は 16.7%となっている。スーパーマーケット等での古紙回収や民間での回収取引等の拡大、ペーパーレス化の影響も考えられるが、収集されたごみの中には、まだまだ紙などの資源物が含まれている事実からも、更なる分別の徹底により資源の有効利用を図る必要がある。

ごみ収集経費についても、指定ごみ袋の作製費用が円安等の影響を受けこの 2 年間で約 2 倍になるなど急騰している。また、市内 5 か所のごみ処理施設はいずれも設備の老朽化などにより修繕等が増え、今後さらに処理経費の増加が見込まれている。

出雲エネルギーセンターは、供用開始から 11 年以上が経過し、20 年程度とした稼働計画期間の半分以上が過ぎて次期可燃ごみ処理施設の建設に向けた検討をはじめている。この施設規模を抑え、建設費や将来の運転管理経費をできるだけ抑えるためにも、ごみの減量化や再資源化を推進する必要がある。

(2) ごみの適正処理とその方策

① 排出者の意識啓発

ごみの排出削減には、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の環境3Rを、全市民が意識して実践することが最も重要であることは言うまでもない。

さらに、環境3Rの他に、不要なものを「いりません」と断ること（リフューズ）や修理しできるだけ長く使うこと（リペア）の意識も大切である。

環境への負荷軽減、資源の有効活用のため、ごみを少なくすることは我々の責務であるという認識を持ち、すぐに必要のないものや最終的にごみとなりそうなものは買わない。また、使い捨てではなく繰り返し使えるものや詰め替え商品、リサイクル商品などを優先的に購入する。使わなくなったものは、リサイクルショップ等の利用や他の方法での活用に努め、ごみにしないこと。そして、それもできないときは分別し資源ごみとして出すなど、ごみにしない意識を持って、環境3R（5R）に取り組むことが重要である。

このため、多くの市民に呼びかけることのできる全市的な環境イベントの開催、広報紙やメディア等を活用してのPR、また、市民との対話を重ねることなどにより、毎日およそ500万円もの処理経費がかかっているごみ処理の実態等について、排出者の理解を深め、一人一人にごみ排出削減の必要性を訴え、意識改革を求める努力が大切である。また特に、家庭等において普段ごみを扱うことの多い人を対象にした啓発の工夫や、子ども向けの学習冊子を作るなどして将来を担う子どもたちに対する環境教育も一層推進する必要がある。

ごみの中では事業系可燃ごみの増加率が高くなっている。これは事業活動の活性化を反映した結果と見ることもできるが、やはり環境面から見ると一つの課題であり、商工会議所等を通じて排出事業者との協議の場を設け、各事業活動において使い捨てのものから再使用できるものへ切り替え、過剰な包装等を控えるなど、ごみの減量化を働きかけて行かなければならない。また、ごみの減量化・資源化推進事業所を指定し、事業所における先進的な取組みを誘発することなども有効な方法である。

② ごみの排出削減・減量化

ごみの排出削減には、前述のように排出者が『ごみを作らない。』『ご

みを減らそう。』という意識を持って取り組むようにすることが第一であるが、ごみを減らすには、最も排出量の多い生ごみの削減に取り組むことが効果的である。

家庭生活において必ず発生し、事業所からの排出量も多い生ごみは、可燃ごみの半分以上を占めており、これを削減すれば大きな成果が期待できる。また、生ごみの約8割は水分で、生ごみ削減が焼却に必要な助燃材等の削減にもつながる。

これまでも生ごみを減らすための啓発は行われているが、いまだ十分とは言えない。通り一遍の呼びかけだけではなく、先進地域で行われているいろいろな取組み事例を研究し、減量や水切りの具体的方法を指導したり、農地等のあるところに対しては堆肥化を働きかけるなど、実情に応じ継続的な取組み等で減量化対策を推進することが重要である。

なお、本格的な生ごみ減量には、堆肥化、バイオマス利用等も検討すべきである。

③ 再資源化の推進

ごみの再資源化を推進するためには、排出者がより出しやすい環境をつくること、また、資源として利用可能なものはできるだけ収集し、分別の徹底と資源ごみの回収率アップを図る必要がある。

このためには、次のような対策を実施されたい。

市が行ったごみの組成調査結果によると、可燃ごみの中には紙類がまだ2割以上含まれている。現在は、リサイクルステーションを設置するなどして古紙等の回収を行っているが、設置箇所が十分とは言えない地域もあるため、コミュニティセンターなどをさらに活用しリサイクルステーションの充実を図る。また、スーパーマーケット等で行われている古紙、ペットボトル、食品トレイ等の回収は、今後も販売者として積極的な取組みを働きかける。

古紙や空き缶等について、リサイクル回収団体等による収集が行われているが、資源物回収を地域おこしの一環として取り組むよう呼びかけるなどして、さらに回収活動の拡大とリサイクル意識の高揚を図る。

現在、出雲市では容器包装のプラスチック類（軟質プラスチック類）を可燃ごみとして焼却処理しているが、中間処理や分別収集の方法を検討し、これのリサイクルに取り組む。なお、実施にあたっては市民に理解を求めるために丁寧な説明を行う必要がある。

衣類・布類については、現在行われている古着市のような取組みをより身近な範囲でも実施するなど、リユースの拡大に努めるとともに、斐

川地域のリサイクルステーションで行っている古布の回収を、場所や方法を工夫し全市に拡大する。

④ ごみ処理における適正な排出者負担

ごみの収集処理に対しては、合併したすべての市町で合併前から手数料を徴していた。平成 17 年の 2 市 4 町合併時に、家庭用ごみの手数料（指定袋大の場合）を 40 円としたが、平成 20 年度に 50 円に改定し、平成 26 年度からは消費税率の引上げに伴い 51 円となっている。

これは、ごみ排出量の増加に対し、収集処理に対する適正な受益者負担を求めることで、排出抑制意識を高めごみの減量化や再資源化を図り、また、排出量に応じたより公平な費用負担とすることなどを目的としている。

平成 24 年度において出雲市では、各ごみ処理施設の運転管理、指定ごみ袋の作製や公用での収集運搬だけでおよそ 17 億円の経費がかかっている。これに対し指定ごみ袋の販売と直接搬入を合わせた手数料収入の割合はおよそ 33%で、経費の約 3 分の 1 を排出者が負担している。

施設の老朽化等により、今後も年度平均（平成 27 年度～平成 33 年度）で 17 億円以上のごみ処理経費が必要になると見込まれ、この負担割合も同様な状況で推移すると見られる。

一方、家庭系ごみの多くは公用収集によってごみ処理施設に搬入され、事業系ごみの多くは直接搬入されている。また、家庭系ごみと事業系ごみでは手数料に 2.4～3 倍の価格差があり、家庭系ごみだけで見た手数料収入の割合は約 26%である。

こうした状況を踏まえながら、さらにごみの排出抑制意識を高め、より排出量に応じた負担とするため、ごみ収集処理手数料を見直すことも、ごみ減量化対策として有効である。

家庭系ごみの排出者負担としては、ごみ処理経費に対し 3 割程度の割合とすることが望ましいと考える。なお、手数料の見直しによって増えた収入は、ごみ処理経費だけに充てるのではなく、ごみの排出削減を啓発するイベントやリサイクルステーションの増設など、合わせて実施するごみの減量化・再資源化対策に生かすことも必要である。さらに、排出者の受容性を考慮することや、リサイクルの指定袋は作製経費程度とし、ごみの再資源化を推進するなどの配慮も必要である。

また、事業系ごみについては、現在、大半を占める直接搬入で 10 kg 当り 154 円の手数料を徴収しているが、同量のごみ処理に平成 24 年度は 197 円がかかるなど、さらに多くの経費を要している。事業活動によ

り発生したごみについては、排出者の責任において適正に処理することが求められていることなどから、事業系ごみの処理手数料は処理費用に応じたものとするのが望ましい。

2. し尿処理手数料のあり方

(1) し尿処理の現状と課題

出雲市における生し尿や浄化槽汚泥の処理は、収集運搬を市の許可業者が行い、最終処理を市がし尿処理施設(出雲環境センター)で行っている。

平成26年3月末現在における下水道の普及率は83.7%となっており、下水道の普及拡大に伴って出雲環境センターへの搬入量は年々減少している。平成25年度における総搬入量は58,999kℓで、その内訳は生し尿が17,607kℓ、浄化槽汚泥が41,392kℓで、およそ3対7の割合となっている。

今後も公共下水道や集落排水施設への接続、合併処理浄化槽の普及拡大、周辺部における人口減少などによって、生し尿の搬入量はさらに減る見込みである。

出雲環境センターは、平成16年4月の稼働開始から10年余りが経過し、今後、機械設備の更新等により施設の延命化を図る必要があるとともに、浄化槽汚泥の増加に対応する処理設備を新たに設ける必要にも迫られており、運転管理費用はさらに増加が見込まれる。

し尿処理手数料は、収集運搬部分と処理部分とに分けて定めてあり、排出量に応じて利用者が負担している。このうち市の収入となる処理部分の手数料は、旧し尿処理施設時代の昭和61年から実に28年以上の間見直しが行われていない。出雲環境センターの稼働からこれまでに運転管理経費に対する手数料収入の割合は年々減少しており、平成25年度は約2.5億円の運転管理経費に対し、手数料収入は4.5千万円足らずで、平成17年度に23%だった利用者の負担割合は18%となっている。搬入量の減少と運転管理経費の増加でこの割合は今後さらに低下する見込みである。

(2) し尿処理手数料のあり方

現在のし尿処理手数料を定めてからこれまでに、前述のとおりし尿処理施設は現在の出雲環境センターに変わり、また、下水道等の普及拡大によってし尿処理を取り巻く状況は大きく変化してきている。

手数料を据え置いてきた昭和61年度から平成25年度までの島根県消費者物価指数の上昇率は約14%であるが、これを用いて18ℓ当たり13円のし尿処理手数料単価を見直すと15円となる。

この単価を平成25年度に適用すると、手数料収入の割合は、18%が21%となるが、これを反映させて試算した平成27年度から平成34年度までの8年間の平均では、16%程度の負担割合に落ち込む結果となった。

市の公共下水道における経費に対する使用料収入の割合は、平成25年度において約50%となっている。同じ汚水処理の観点からし尿処理手数料割合を公共下水道と同程度とした場合、処理手数料の大幅な引上げが必要となる。

そこで、公共下水道のような受益者負担の割合とすることは難しいが、し尿処理においても、処理経費に対する受益者負担について一定の基準を設けて見直すことが適当である。

出雲環境センターの運転開始当初は手数料収入の割合が23%程度であったことや、物価上昇をもとにこれまでに手数料改定をしていれば平成25年度までの収入割合は21%以上であったこと、そして、下水道等での受益者負担はさらに高い割合となっていることなどから、今後もその負担割合が2割を下回らない程度にすることが望ましい。

なお、今後も運転管理経費の抑制に努めなければならないことは言うまでもない。

おわりに

この答申に基づき、廃棄物の適正な処理、適正な費用負担とするため、排出者である市民や事業者の理解を深め、協働して具体的施策に取り組み、環境基本計画やごみ処理基本計画に掲げる「もったいないの心で築く循環型のまち」の早期実現を図るよう強く望む。

このためには、市等におけるごみの減量化・再資源化の取組みとその進捗状況や実施効果、ごみ処理に対する排出者負担の状況などをまとめ、できるだけ数値化するなどの工夫により、分かりやすく市民や事業者にごみに関する実態を伝え、共通認識のもとで排出者からの意見も聞きながら対策を進めて行く必要がある。

また、し尿の処理手数料は長年にわたり見直しがされてこなかったが、ごみやし尿の廃棄物処理における受益者負担については、施設の更新や新たな動き、排出量や社会情勢の変化など、それぞれの状況に応じ一定期間ごとに見直しを行うことが望ましい。

環境審議会委員名簿

委員任期：平成26年8月1日～平成28年7月31日

委員数：20名

(敬称略)

	氏名	所属・役職等
会長	曾我部國久	島根大学名誉教授
副会長	野津 雅子	島根県地球温暖化防止活動推進員
委員	青木 住子	出雲市ごみ減量化アドバイザー
委員	吾郷美奈恵	島根県立大学教授
委員	板垣 成二	出雲市議会環境経済委員会委員長
委員	岩崎 知久	風の子楽習館館長
委員	大場 利信	出雲市議会環境経済委員会副委員長
委員	烏田 富夫	久多美コミュニティセンター長
委員	甲山美紀恵	大社地域自治協会連合会理事
委員	佐川 竜也	出雲保健所環境衛生部環境保全課長
委員	島林 益三	出雲市環境保全連合会多伎支部環境美化活動推進員代表
委員	新藤 正人	いずも農業協同組合常務理事
委員	高橋 一夫	出雲市コミュニティセンター長会理事・鱒淵コミュニティセンター長
委員	鳥屋原 豊	出雲市環境保全連合会副会長・同湖陵支部会長
委員	福間 泰正	出雲商工会議所専務理事
委員	三加茂公之	一般社団法人島根県浄化槽協会会長
委員	森本 直知	島根県保健環境科学研究所研究評価委員
委員	山田 康弘	出雲市環境保全連合会副会長・同伊波野支部会長
委員	米原 誠	CEAR環境マネジメントシステム審査員
委員	渡部 誠司	中国電力株式会社出雲営業所長

審 議 経 過

区 分	開催日及び会場	審 議 内 容
第1回	平成26年8月21日 出雲市役所 庁議室	<ul style="list-style-type: none"> ・委員委嘱、正副会長選出、諮問 ・廃棄物処理事業の概要について ・周辺自治体のごみ減量・再資源化施策の状況等について
第2回	平成26年10月15日 出雲エネルギーセンター 研修室	<ul style="list-style-type: none"> ・出雲エネルギーセンター施設視察 ・ごみ減量化施策について ・廃棄物関連事業費推計値について ・廃棄物（ごみ・し尿）処理手数料の収入内訳について ・廃棄物処理施設の現状について
第3回	平成26年11月19日 出雲市役所 庁議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの適正処理（ごみ減量化、再資源化、排出者の意識啓発）及び適正な費用負担のあり方について
第4回	平成27年1月16日 出雲市役所 庁議室	<ul style="list-style-type: none"> ・し尿処理における適正な費用負担について ・ごみの適正処理（ごみ減量化、再資源化、排出者の意識啓発）及び適正な費用負担のあり方について ・答申（案）骨子について
第5回	平成27年2月17日 出雲市役所 庁議室	<ul style="list-style-type: none"> ・答申（案）について



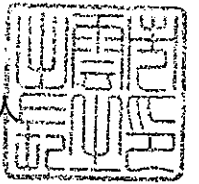
環 政 第 4 7 0 号
平成26年(2014)8月21日

出雲市環境審議会

会 長

曾我部國久様

出雲市長 長岡 秀



廃棄物の適正な処理と費用負担のあり方について（諮問）

廃棄物処理に関しては、平成19年度に貴審議会から「ごみの排出抑制とごみ処理手数料改定の必要性について」答申をいただき、ごみの減量化の取組みやごみ処理手数料の改定などを実施してきたところです。

その後、東日本大震災や斐川町との合併などにより、本市の廃棄物行政をとりまく状況は変わりつつあります。また、廃棄物処理に要する経費も増大してきています。

そこで、本市の将来見通しを踏まえ、廃棄物の適正な処理と費用負担のあり方について、多方面からご意見をいただき、慎重に検討すべく、出雲市環境基本条例（平成18年出雲市条例第33号）第19条第1項の規定により、貴審議会の意見を求めます。